

蟹江町新型コロナウイルス感染症対応 事業所経営支援金 Q&A

Q1:蟹江町新型コロナウイルス感染症対応事業所経営支援金の対象となるのは、どの事業者ですか？

A1:令和4年3月21日までの愛知県感染防止対策協力金のいずれかの対象にもならない飲食店営業許可又は喫茶店営業許可をうけている町内施設です。

Q2:キッチンカーや露店、テイクアウトのみで飲食業を行っている場合は、支援金の対象となりますか？

A2:対象となりません。

Q3:愛知県「あいスタ」又は「安全・安心宣言施設」へ登録は、いつまでに行えばいいですか？

A3:できる限り早く、感染防止対策を行っていただき登録をお願いします。

Q4:複数の施設を持つ場合、営業時間が店舗によって異なる場合の対象はどうなりますか？

A4:支援金対象の店舗が1つでもあれば、対象店舗分の申請をしていただけます。

Q5:愛知県「あいスタ」又は「安全・安心宣言施設」に登録し、ステッカー・ポスターを掲示していますが、感染防止のため店を休業することにしました。この場合は支援金の対象になりますか？

A5:この支援金の対象施設に該当し、感染防止のために休業している場合は、対象となります。ただし、休業前に愛知県「あいスタ」又は「安全・安心宣言施設」へ登録済みで、ステッカー・ポスターを掲示していることが必要です。

Q6:申請書に記入する愛知県「あいスタ」又は「安全・安心宣言施設受理番号」は、どのように調べたらよいですか？

A6:「あいスタ」の場合→認証ステッカー(右下)

「安全・安心宣言施設受理番号」→PRポスター(右上部)